

件名

農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
農林水産省

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）第百十二条第五号ニ、第百十三条第三号ハ

並びに第百十六条第一項及び第二項の規定に基づき、農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁告示第六号）の一部を次のように改正し、令和九年三月三十一日から適用する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(別添様式第二号) 【(第一面) ～ (第六面) 略】 (第七面) (単位：百万円、％)	(別添様式第二号) 【(第一面) ～ (第六面) 同左】 (第七面) (単位：百万円、％)
C R 4：標準的手法—信用リスク・エクスポートと信用リスク削減手法の効果 [略]	C R 4：標準的手法—信用リスク・エクスポートと信用リスク削減手法の効果 [同左]
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。 [a～v 略]	(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。 [a～v 同左]
w 項番 7 b 「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項又は第四項の規定により 100 パーセント、250 パーセント又は 400 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポートに係る額を記載すること。 [x～pp 略] (第八面) (単位：百万円)	w 項番 7 b 「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項の規定により 250 パーセント又は 400 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポートに係る額を記載すること。 [x～pp 同左] (第八面) (単位：百万円)
C R 5 a：標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポート [略]	C R 5 a：標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポート [同左]
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。 [a～q 略]	(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。 [a～q 同左]

「 項番 7b「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項又は第四項の規定により 100 パーセント、250 パーセント又は 400 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば 400% の欄に、それ以外の投資であれば 250% の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

[s~ji 略] (第八面の二) (単位：百万円)

CR 5 b：標準的手法—リスク・ウェイト区分別の信用リスク・エクスポージャーと CCF
[略]

(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~k 略]

1 項番 5「90%—100%」の項には、90 パーセント以上 100 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額（自己資本比率告示第五十三条第四項の規定により 100 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を含む。）を記載すること。

[m・n 略]

。 項番 8「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（自己資本比率告示第五十三条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクスポージャーに係る額（同条第四項の規定により 100 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を除く。）を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

「 項番 7b「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項の規定により 250 パーセント又は 400 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第五十三条第二項各号の規定に掲げるものをいう。）及び株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば 400% の欄に、それ以外の投資であれば 250% の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

[s~ji 同左] (第八面の二) (単位：百万円)

CR 5 b：標準的手法—リスク・ウェイト区分別の信用リスク・エクスポージャーと CCF
[同左]

(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~k 同左]

1 項番 5「90%—100%」の項には、90 パーセント以上 100 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

[m・n 同左]

。 項番 8「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（自己資本比率告示第五十三条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

p 項番 9 「400%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る<u>額</u>(自己資本比率告示第五十三条第四項の規定により 100 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を除く。)を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第二号(同条第四項において準用する場合を含む。)に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。 [q～t 略] 〔第九面〕～〔第三十八面〕 略	p 項番 9 「400%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る<u>額</u>を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第二号(同条第四項において準用する場合を含む。)に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。 [q～t 同左] 〔第九面〕～〔第三十八面〕 同左
(別紙様式第五号) 〔第一面〕～〔第四面〕 略 (第五面) (単位：百万円、%)	(別紙様式第五号) 〔第一面〕～〔第四面〕 同左 (第五面) (単位：百万円、%)
CR 4：標準的手法―信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果 〔略〕	CR 4：標準的手法―信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果 〔同左〕
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。 [a～v 略] w 項番 7b 「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項又は第四項の規定により 100 パーセント、250 パーセント又は 400 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの(同条第二項各号に掲げるものをいう。)並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。 [x～pp 略] (第六面)	(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。 [a～v 同左] w 項番 7b 「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項の規定により 250 パーセント又は 400 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの(同条第二項各号に掲げるものをいう。)並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。 [x～pp 同左] (第六面)
CR 5 a：標準的手法―資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー (単位：百万円) 〔略〕	CR 5 a：標準的手法―資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー (単位：百万円) 〔同左〕

	(注)	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。
		この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。
	[a～q 略]	
	r 項番7b「株式等」の項には、自己資本比率告示 <u>第五十三条第一項又は第四項の規定により100パーセント</u> 、250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。） <u>並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。</u> ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則(第八)条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば400%の欄に、それ以外の投資であれば250%の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。	
	[s～j 略]	
	(第六面の二)	
	(単位：百万円)	
	CR5b：標準的手法—リスク・ウェイト区分別の信用リスク・エクスポージャーとCCF	
	[略]	
	(注)	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。
		この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。
	[a～k 略]	
	1 項番5「90%—100%」の項には、90パーセント以上100パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額（自己資本比率告示第五十三条第四項の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を含む。）を記載すること。	
	[m・n 略]	
	o 項番8「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（自己資本比率告示第五十三条第一項第	

	(注)	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。
		この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。
	[a～q 同左]	
	r 項番 7b「株式等」の項には、自己資本比率告示 <u>第五十三条第一項の規定により250パーセント又は400パーセント</u> のリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。） <u>及び株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。</u> ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則(第八条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば400%の欄に、それ以外の投資であれば250%の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。	
	[s～j 同左]	
	(第六面の二)	
	(単位：百万円)	
	CR 5 b：標準的手法—リスク・ウェイト区分別の信用リスク・エクスポージャーとCCF	
	[同左]	
	(注)	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。
		この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。
	[a～k 同左]	
	1 項番 5「90%～100%」の項には、90パーセント以上100パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る <u>額</u> を記載すること。	
	[m・n 同左]	
	o 項番 8「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（自己資本比率告示第五十三条第一項第	

一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクスポージャーに係る額（同条第四項の規定により 100 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を除く。）を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示附則第八条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。 p 項番 9 「400%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る額（自己資本比率告示第五十三条第四項の規定により 100 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を除く。）を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示附則第八条第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。 [q～t 略] 〔第七面〕～（第三十面） 略	一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示附則第八条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。 p 項番 9 「400%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示附則第八条第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。 [q～t 同左] 〔第七面〕～（第三十面） 同左
---	--

備考 表中の「」の記号は注記である。